

大井町地域公共交通運賃等協議会設置要綱の改正について

1. 協議する内容

大井町地域公共交通運賃等協議会設置要綱の改正についてご協議をお願いいたします。

2. 改正の理由

令和5年10月に改正道路運送法が施行され、運賃は「運賃協議会」にて協議することとなりました。第19回交通会議(令和6年1月)にて、新たに「大井町地域公共交通運賃等協議会」設置し、運賃の協議可能な状態としています。現要綱では「公正な協議を行う」という趣旨に一部が即していないため、該当部分及び文章の軽微修正を行います。

3. 変更の内容

資料 1-2～資料 1-4 のとおり。※変更箇所は赤字で記載しています。

【協議資料】

資料1-2 大井町地域公共交通運賃等協議会設置要綱(案)

資料1-3 新旧対照表

資料1-4 大井町地域公共交通運賃等協議会名簿(案)

【要綱改正抜粋】

	変更後	変更前
第3条	協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。 ただし、町職員については該当運賃に関する事務部局の出席のみを求めるものとする。	協議会の構成員は、次に掲げる者をもって組織する。
第5条	会議は、原則非公開とする。ただし、会議を非公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、公開で行うものとする。	会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

【委員名簿抜粋】

	区分	組織	備考
7		大井町副町長	会長
8		大井町防災安全課長	
9	第4号	大井町企画財政課長	副会長
10	副町長及び町職員	大井町福祉課長	
11		大井町都市整備課長	
12		大井町教育総務課長	

- 議題に応じて出席者を制限する
- 会長と副会長のみ開催される全ての運賃協議会に出席する